省力化・効率化のため 自社にあったデジタルツール を選定する知識を習得したい

購買率や顧客満足度を改善する 顧客分析の手法を学びたい

経営状況を把握する
財務分析の手法を学びたい

…など

現場の課題を発見し 改善する方法を学びたい

ものづくり中小企業のみなさま

生産性向上に必要な知識・スキルを習得するための セミナー受講料を補助します

北上市ものづくり生産性向上人材育成支援補助金のご案内



補助率: 2分の1 上限: 5万円 (1会計年度中)

募集期間:令和 5 年 4 月 3 日 ~ 予算の上限に達するまで

補助対象者

次の全てを満たす事業者

- 北上市内に事業所を有する**ものづくり中小企業者**であること
- 納期の到来している市税を滞納していない者であること
- 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例(平成27年北上市条例第28号)第2条第2号に規 定する暴力団員でない者であって、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること

補助対象事業

補助対象者が従業者(役員及び個人事業主を含み、市内に勤務するものに限る。)に受講させる **公的支援機関**が行うセミナーであって、次に掲げるものをテーマとするもの

- 経営企画、財務分析又は販売若しくは営業力の向上に関するもの
- 生産管理又は生産技術に関するもの
- ※ 法令上必要となる免許等の取得(更新)及び創業に関するもの、パソコン講座(ワード、エクセル、パワーポイント等の一般的なアプリケーション及びパソコンの基礎知識に関するもの)、ビジネスマナー等の一般教養講座は、対象外です。

<受講形態>

- ① 公的支援機関が主催するセミナーを、当該公的支援機関の指定する会場で受講するもの
- ② 公的支援機関が主催するWEB セミナー又は通信セミナーを受講するもの
- ③ 公的支援機関に講師を要請し、自社の会議室等で受講するもの

お問合せ・申請先

TFI 0197-72-8242

北上市 商丁部 産業雇用支援課 丁業係

〒024-8501 北上市芳町1-1 Eメール sangyo@city.kitakami.iwate.jp

様式のダウンロードは市HPから →



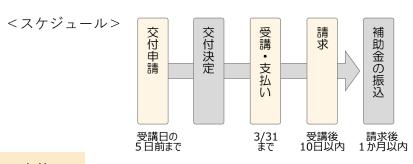
補助対象経費

- 受講形態が①又は②の場合・・・受講料
- 受講形態が③の場合・・・講師謝金
- ※ 従業者に上記費用の全部又は一部を負担させる場合は、補助対象外です。
- ※ 令和6年3月31日までに受講及び支払いが完了し、領収書等で金額及び支払い実績が確認できる経費のみが対象となります。
- ※ 振込手数料、インターネット接続料、郵送料その他の間接経費及び公租公課は、対象外です。

申請方法

受講日の5日前までに、次の書類を持参、郵送、又は電子メール※により申請してください。 複数のセミナーを受講する場合は、まとめて申請できます。

- ① 申請書(別記様式)
- ② セミナーの概要及び受講料が明示されたパンフレット等(受講形態が①又は②の場合)又はセミナーの開催に係る事業計画書(受講形態が③の場合)
- ③ 市税の滞納なし証明書(北上市市民税課に交付申請してください)



※ 電子メールで提出する方へのお願い申請書類が申請先メールアドレスに到達しましたら、3営業日以内に、受信確認のメールを返信します。受信確認のメールが届かない場合は、電話にてご連絡をお願いします。

定義

ものづくり中小企業

中小企業者※(個人事業主を含む)のうち、次のいずれかの事業を営むものをいいます。

- ①製造業 ②ソフトウェア業 ③情報処理サービス業 ④機械設計業
- ⑤プラントエンジニアリング業

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1	3億円以下	300人以下
2~5	5 千万円以下	100人以下

「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たしていれば中小企業者です。

公的支援機関

次のいずれかの機関をいいます。

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業大学校など)
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(ポリテクセンター岩手、東北能開大など)
- 公益財団法人いわて産業振興センター
- いわてデジタルエンジニア育成センター
- その他市長が認める機関(申請前に市に協議してください。)